

令和 7 年度 特定路線道路改良地質調査業務委託 市道藤山線

特記仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本特記仕様書は、伊那市が実施する「令和 7 年度 特定路線地質調査業務委託 市道藤山線」に適用する。本業務に適用する共通仕様書は、「地質・土質調査共通仕様書 令和 7 年 4 月 1 日適用 長野県」（以下「共仕」という。）とする。

(業務目的)

第 2 条 本業務は、伊那市が実施する市道藤山線の道路改良事業の設計に必要な地質・地盤状況の把握のため、地質調査を行うものである。

(調査箇所)

第 3 条 本業務における調査箇所は、以下のとおりである。
伊那市 西箕輪 大泉新田区（別紙平面図参照）

(業務内容)

第 4 条 本業務は共仕に基づき地質・土質調査を行うものであり、主な業務内容は下記のとおりとする。

1. 機械ボーリング

共仕第 2 章、機械ボーリングに基づき実施するものとし、その他以下の項目に留意し、実施するものとする。

- (1) 調査位置、機械ボーリング孔径及び掘進長は設計書の数量を基本とするが詳細な実施位置、掘止深度等については、調査開始前に監督員の確認を受けるものとする。なお、実施位置での数量について、差違等が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。
- (2) 各調査地点の作業前、作業中及び作業終了後の現場状況を写真撮影し、報告書と共に提出するものとする。
- (3) 業務実施時の安全確保のために注意喚起等の明示を行うものとする。また、現場不在時においては、関係者以外の立入を規制する等の対処を行うものとする。
- (4) 受注者は、原則として作業着手時及び終了時に、監督員に連絡するものとする。また、掘削途中において状況等の変化が発生した場合は、その都度連絡するものとする。
- (5) 現地調査後及び掘削後において、新たに調査を実施する必要が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。
- (6) 孔壁の崩壊する恐れがある場合は、泥水又はケーシングパイプにより崩壊を防止する。ただし、乱さない試料の採取又は標準貫入試験、孔内水平載荷試験を行う場合は、ケーシングパイプの下端を採取位置もしくは試験位置より 1 m 以上離して止めるものとする。

2. サウンディング及び原位置試験

(1) 標準貫入試験

共仕第 4 章第 1 節に基づき実施するものとし、その他以下の項目に留意し、実施するものとする。

ア 試験回数は、設計書の数量を基本とするが、調査数量の変更が生じた場合は、別途、監督員と協議するものとする。

イ サンプラーの内容物は、室内土質試験に利用することを予定している。細粒分等の流出に配慮し、室内試験を実施すること。

ウ サンプラーの内容物は、コア箱等にいれて、掘深長とコアの内容が分かるように、写真を撮影し、報告書と共に監督員に提出するものとする。

3. CBR 試験

共仕第 11 章「土質試験」に基づき実施するものとし、室内土質試験等により土の種類及び状態を把握し、土の力学的性質などを基に資料をとりまとめるものとする。

4. 解析等調査

共仕第 6 章「解析等調査業務」及び第 11 章「土質試験」に基づき実施するものとし、本業務及び既存資料、室内土質試験等により土の種類及び状態を把握し、その結果を基に資料をとりまとめるものとする。

5. 資機材運搬

資機材の運搬として、資機材運搬積算上の基地（伊那市役所）から現地までの搬入、搬出をおこなう。

なお、運搬費の運転時間算出に用いる運転距離は変更協議の対象としない。

6. 準備及び跡片付け

資機材の準備・保管、ボーリング地点の整地・跡片付け、占用許可及び申請手続き、位置出し測量等を含むものとする。

7. 搬入路等

ボーリング位置までの搬入路について、事前に監督員と立会いを行い搬入路を決定した上、実施することとする。

8. 足場仮設

足場仮設は設計書に記載のとおりとするが、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

9. 調査孔閉塞

機械ボーリングを実施完了後、孔内を砂等で埋め戻すこと。受注者は調査孔の閉塞方法の詳細を、業務計画書に記載し、監督員の確認を受ける事とする。

10. 給水費

現場状況等により、給水の必要が生じた場合については、監督員と協議するものとする。なお、水源までの距離が 20m 未満の給水費については、経費に含んでいる。

11. 施工管理費

出来高及び工程管理写真等の作成及び整理をおこなう。

（現地での立会・検査について）

第 5 条 検尺等の現地での立会・検査については、監督員が行うものとするが、やむを得ない理由により現地での立会・検査が出来ない場合は、別途指示する。なお、その際には、写真及び柱状図等により確認する。

2. 現地での立会・検査について監督員に代わる者を派遣する場合は、事前に監督員より主任技術者へ代替者の職氏名を通知する。

（打合せ等）

第 6 条 打合せは、原則として業務着手時、中間時 3 回、業務完了時の計 5 回行うものとし、打合せ場所は伊那市役所とする。また、このほかに必要に応じて打合せを実施するものとする。

初回及び最終の打合せには主任技術者が立ち会うものとし、打合せ時に業務計画書

に基づく業務の主要な区切り毎に監督員による履行確認を行うものとする。

(受注者相互の協力)

第7条 本業務を実施するに当たり、下記業務と関連するため、連絡・調整を密に行うものとする。

・令和7年度 特定路線道路改良 測量・設計業務委託 市道 藤山線・藤山2号線

(資料の貸与)

第8条 共仕2-1-14に示す受注者に貸与する資料は次のとおりとする。

(1) 受注者が業務の遂行に必要と判断し、監督員が認めたもの

なお、受注者は貸与した資料が不要となった場合、速やかに返却しなければならない。

(成果品の提出)

第9条 成果品の提出先は、伊那市役所建設部建設課とする。

(配置予定主任技術者の資格)

第10条 本業務に従事する主任技術者は、入札参加資格要件審査書類に記載した主任技術者を配置すること。なお、主任技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し、監督員の承諾を得なければならない。

(再委託)

第11条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、「共仕」2-1-29によるものとする。

2. 「共仕」2-1-29第4項に規定する書面に記載すべき事項は次のとおりとする。

(1) 再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲

(2) 再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲

(条件明示)

第12条 本業務における設計条件は、設計書に記載のとおり。

(地下埋設物の調査)

第13条 設計箇所における地下埋設物の有無については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細について調査するものとする。

2. 設計箇所に地下埋設物があるとみとめられる場合は、埋設物の管理者に対して調査及び確認を行い、設計に反映するものとする。

3. 上記により、貸与資料と相違が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4. 埋蔵文化財を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告するものとする。その後の措置については、監督員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、監督員が保有する。

(行政情報流失防止対策の強化)

第14条 行政情報流失防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流失防止対策をとら

なければならない。

2. 受注者は、別紙「業務委託等における行政情報流失防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。

3. 監督員は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

(疑義)

第 15 条 設計図書、共仕、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

（関係法令等の遵守）

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び監督員の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

第2条 受注者は、監督員の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3 受注者は、監督員が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

第4条 受注者は、本業務の履行に関し監督員から提供を受けた行政情報（監督員の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において監督員から返還を求められた場合、速やかに直接監督員に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに監督員に届け出るものとする。

2 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。

4 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。